

あさぎり町価格高騰に伴う低所得世帯支援事業
低所得者及び定額減税補足給付金
(住民税均等割りのみ課税世帯支援)のご案内

給付額

1世帯あたり **10万円** (1回のみ)

給付対象

令和5年度住民税均等割のみ課税世帯

●令和5年12月1日(基準日)に、あさぎり町に住民登録があり以下の1または2の世帯。

- 1.世帯全員が令和5年度住民税均等割のみ課税者で構成される世帯
- 2.住民税均等割のみ課税者と非課税者で構成される世帯

※ただし、以下の①～③のいずれかに該当する世帯を除きます。

- ①世帯全員が住民税均等割が課されている方の扶養親族等になっている世帯
- ②他の市区町村が実施する同趣旨の給付金(10万円)を受給した世帯
- ③令和5年度非課税給付金(7万円)の支給対象の世帯

手続方法

対象と思われる世帯に確認書を送付しています。

- ①同封の「確認書」に必要事項を記入してください。【別紙の記入例を参考】
(※必要に応じて、本人確認書類、口座確認書類の写しを添付してください。)
- ②同封の「返信用封筒」であさぎり町に返送してください。
(提出期限まで返送がない場合は給付金を受け取れません。)

提出期限

令和6年5月31日(金)

問い合わせ

あさぎり町役場 生活福祉課

☎45-7214(直通) 平日のみ8:30~17:15

給付金を装った不振な電話や訪問などにご注意ください!

あさぎり町から以下のお願いなどは、絶対に行いません。

- ・銀行、コンビニエンスストアなどのATM(現金自動預払機)操作をお願いすること。
- ・キャッシュカードの暗証番号を照会すること。
- ・ATMを操作して、町から給付金を振り込んでもらうこと。
- ・給付のための手数料などの振り込みを求めること。

おかしいと思ったら、最寄りの警察や警察相談専用電話(#9110)にご連絡ください。